

令和6年分 給付所得者の保険料控除申告書

証明書類の添付箇所

○控除の対象となる保険料の範囲等と添付書類について

添付書類(※)	添付書類(※)
生命保険料控除の対象となる生命保険料とは、一定の生命保険契約等（年金を給付する定めのあるものを含みます。）、あるいは病弱若しくは身体の傷害により入院して医療費を支払ったことなどに基くして保険金が支払われる一定の保険契約に基づき、あなたが本年中に支払った保険料や掛金をいいます。	生命保険会社等が発行した証明書類 なお、一般的の生命保険料のうち、旧生命保険料にあっては、同一契約の保険料（分配を受けた剩余金、當戻金を差し引いた残額）が9,000円を超えるものについて、また、旧生命保険料以外の保険料にあっては、金額の多少にかかわらず全てのものについて必要です。
証明書類の交付が遅延したことなどを条件として控除を受けることができるときは、令和7年1月31日までに提出することによって次のように区分されますがから、生命保険会社等が発行した証明書類などによって、控除の対象となるものかどうかと各保険料の区分を確認し、保険料の区分ごとに所属の欄に記入してください。	（注）（1）「一般の生命保険料」は、「一般的の生命保険料」に当たっては、新保険料等が旧保険料等に応じて、いすれか一方を○で印んでください。 （2）「個人年金保険料」又は「介護医療保険料」の対象となる保険契約等は、その契約等に基づく保険金等の受取人の全てをあなた又はあなたの配偶者その他の親族とするものに限ります。 （3）「個人年金保険料」の対象となる保険契約等は、その契約等に基づく生金の受取人をあなた又はあなたの配偶者が生じている場合には、そのいすれかとするものに限ります。
生命保険料控除の対象となる地震保険料とは、あなたの生活に通常必要な家財を保険又は共済の目的とし、かつ、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、地震、埋没又は流失による損害（以下「地震等損害」といいます。）によりこれらの資産について生じた損失の額を賠償する保険金又は共済金が支払われる損害保険契約等に基づき、あなたが本年中に支払った保険料や掛金（以下「地震保険料」といいます）。をいいます。また、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等（注1）に基づいてあなたが本年中に支払った保険料や掛金（以下「旧長期損害保険料」といいます。）については、地震保険料控除の対象とすることがあります。ただし、一つの損害保険契約等が、地震等損害により保険金や共済金が支払われる損害保険契約等と長期損害保険契約等のいずれの契約区分にも該当するものとして、地震保険料控除の控除額を計算します。なお、控除対象となる地震保険料の金額又は旧長期損害保険料の金額については、損害保険会社等が発行した証明書類などによって確認してください。	（注）（1）平成18年度の税制改正前の所得税法第77条第1項に規定する損害保険契約等のうち、保険期間又は共済期間の満了後に満期返戻金を支払う旨の特約のある契約等でこれらの期間が10年以上のものに限るものとし、その契約等の保険期間又は共済期間の始期が平成19年1月1日以後であるものを除きます。 （2）「地震保険料又は旧長期損害保険料の区分」欄の記載に当たっては、地震保険料か旧長期損害保険料かに応じて、いすれか一方を○で印んでください。

添付書類(※)	添付書類(※)
（注）（1）平成18年度の税制改正前の所得税法第77条第1項に規定する損害保険契約等のうち、保険期間又は共済期間の満了後に満期返戻金を支払う旨の特約のある契約等でこれらの期間が10年以上のものに限るものとし、その契約等の保険期間又は共済期間の始期が平成19年1月1日以後であるものを除きます。 （2）「地震保険料又は旧長期損害保険料の区分」欄の記載に当たっては、地震保険料か旧長期損害保険料かに応じて、いすれか一方を○で印んでください。	（注）（1）平成18年度の税制改正前の所得税法第77条第1項に規定する損害保険契約等のうち、保険期間又は共済期間の満了後に満期返戻金を支払う旨の特約のある契約等でこれらの期間が10年以上のものに限るものとし、その契約等の保険期間又は共済期間の始期が平成19年1月1日以後であるものを除きます。 （2）「地震保険料又は旧長期損害保険料の区分」欄の記載に当たっては、地震保険料か旧長期損害保険料かに応じて、いすれか一方を○で印んでください。
（注）（1）独立行政法人中小企業基盤整備機構と締結した共済契約（旧第2種共済契約を除きます。）に基づく掛金確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金（②）確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金（③）地方公共団体が条例の規定により精神又は身体に障害がある者に向けた特約により掛け金として実施する心身障害者扶養共済制度で一定の要件に該当する契約に基づく掛け金（④）掛け金から差し引かれた小規模企業共済等掛け金（⑤））を記載するまでもなく控除の対象とされますから、記載する必要はありません。 （2）記載に当たっては、未払のものや1年超の前納（法令の規定に基づく一定の前納を除きます。）のものを含めていかが確認ください。	（注）（1）あなた又はあなたと生計を一にする親類が負担することになっている保険料で、あなたが本年中に支払ったものが控除の対象となります。 （2）国民健康保険の保険料や国民健康保険税（任意継続被保険者の負担すべき分を含みます。） （3）高齢者の医療の確保に関する法律の規定による保険料（後期高齢者医療制度の保険料） （4）介護保険法の規定による介護保険の保険料 （5）農業者年金の保険料や国民年金保険の加入員として負担する掛金（注）（1）給付から差し引かれた社会保険料は、改めてこの申告書によつて申告するまでもなく控除の対象とされますから、記載する必要はありません。 （2）記載に当たっては、未払のものや1年超の前納（法令の規定に基づく一定の前納を除きます。）のものを含めていかが確認ください。
（注）（1）保険料控除申告書に記載すべき事項を電磁的方法により給与の支払者に提供する場合には、この保険料控除申告書に添付すべき証明書類の提出又は掲示に代えて、その証明書類に記載されるべき項目を電磁的方法により給与の支払者に提供することができます。 （2）保険料控除申告書に記載すべき事項を電磁的方法により給与の支払者に提供する場合には、この保険料控除申告書に添付すべき証明書類の提出又は掲示に代えて、その証明書類に記載されるべき項目を電磁的方法により給与の支払者に提供することができます。	（注）（1）保険料控除申告書に記載すべき事項を電磁的方法により給与の支払者に提供する場合には、この保険料控除申告書に添付すべき証明書類の提出又は掲示に代えて、その証明書類に記載されるべき項目を電磁的方法により給与の支払者に提供することができます。 （2）保険料控除申告書に記載すべき事項を電磁的方法により給与の支払者に提供する場合には、この保険料控除申告書に添付すべき証明書類の提出又は掲示に代えて、その証明書類に記載されるべき項目を電磁的方法により給与の支払者に提供することができます。